

養父市立広谷小学校 いじめ防止基本方針

養父市立広谷小学校

I 学校の方針

本校では、人間的なふれあいに基づく生活指導を推進し、「強く、正しく、美しく」の校訓の下、児童の自主性、自律性、社会性の育成を目指している。そのためには、集団生活の中で一人一人の児童の個性や能力を生かし、全児童が安心して学校生活を送れるような充実した教育活動を実施することが大切である。そして、教職員が児童とともにいじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進していかなければならない。

そのため、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

II 基本的考え方

本校は近年になって、過疎化による児童数の激減地区と開発による増加地区が出現し、三世帯同居に対する核家族の割合が飛躍的に増えた。この変化は、基本的生活習慣の確立や児童の交友関係に少なからず影響を及ぼしている。

このような地域の実情を踏まえ、人権教育を学校運営の中心に据え、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

1 いじめの定義と理解

いじめとは、「当該児童が、一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って行うものとする。

2 いじめに対する基本姿勢

- ① 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくる。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ④ いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤ 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

Ⅲ いじめの防止等に関する基本的な取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り 組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり 得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育 てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。また、児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見 通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 児童や学級の様子を知る

(1) 教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、場 を共有する中で、言動や身だしなみ等に変化が見られる場合には、面接をするなど早 期に関わり、手立てを講じていく。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具 体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識 調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を実態把握の一つの方法として用いること も有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級、進学、転学に際しては、教職 員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊 感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在 感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

(1) 児童たちのまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子ど もたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場所がある。教職員は、児童の 良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

(2) 教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共 通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が 有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに児童と向き合う時間 を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人 の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童たちは大きく変化するも のである。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめの問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。児童は心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

(3) 体験教育の充実

児童は自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。しかし、現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要である。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場合において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になる。児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効である。

(5) 情報モラル教育の充実

情報通信技術が著しく進展する中、携帯電話・スマートフォンの普及により、子どもたちにとって、インターネットは学校教育のみならず普段の生活においても身近なものとなっている。電子メールやソーシャルネットワークサービス上での誹謗中傷などからいじめや暴力行為に発展する事例が増加していることを鑑み、オンラインゲームや電子メール、インターネット上の書き込み等、自分がトラブルに巻き込まれたり、相手を傷つけたりする危険性があることを考えさせることが大切である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性（インターネットを通じて行われるものを含む）や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

Ⅳ いじめの早期発見・対応

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 早期発見のための手だて

○ 日々の観察 ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童とともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

○ 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、中学年頃からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心にして、教職員は学級内にもどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係を把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合には、グループに対して適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる必要がある。

○ 関係の構築 ～連絡を密にすることから生まれる信頼関係～

日記や連絡帳等の活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○ 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童の信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

○ いじめ実態調査アンケート ～実施時の配慮が重要～

実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも年間3回以上は実施する。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名・無記名・持ち帰り等を学校の実情に応じて配慮することが必要である。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

2 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

	職員会議 等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	生活指導委員会 指導方針・指導計画作成 家庭確認	全学年からの引継ぎ 学級づくり 職員研修	いじめアンケート 個別面談
5月	生活指導委員会	あいさつ運動 5年 自然学校	いじめアンケート 個別面談
6月	生活指導委員会	6年 修学旅行 広小ギネス①	いじめアンケート 個別面談
7月	生活指導委員会		個別懇談会
8月	生活指導委員会 カウンセリングマインド研修		
9月	生活指導委員会	あいさつ運動	いじめアンケート 個別面談 生活アンケート
10月	生活指導委員会	広小ギネス②	いじめアンケート 個別面談
11月	生活指導委員会	すご1、おも1 グランプリ	いじめアンケート 個別面談
12月	生活指導委員会		個別懇談会
1月	生活指導委員会	入学説明会 あいさつ運動	いじめアンケート 個別面談 生活アンケート
2月	生活指導委員会	広小ギネス③	いじめアンケート 個別面談
3月	生活指導委員会 本年度のまとめ		
【早期発見に向けた日常の取組】 あいさつ運動 連絡帳、日記の活用 学級遊び 清掃指導 休み時間での関わり SC、SSWとの連携 子どもを語る会・児童報連相 アンケートと個人面談			

3 地域の協力を得る

学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が、情報交換・協議できる場を設けるなど地域 ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地 域における「子どもの見守り活動」など教育支援を求めることが必要である。

民生委員や児童委員、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めることが大切である。

V いじめの早期対応

1

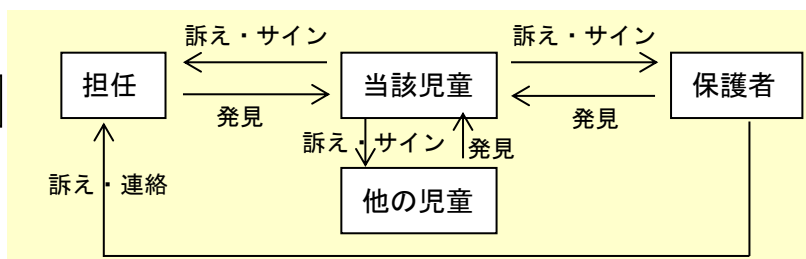
いじめ事案の初期対応校内指導体制

㊟最悪を想定して ㊤慎重に ㊦素早く ㊧誠意を持って ㊨組織的に対応する

予測と予防

状況把握・情報交換・教育相談・アンケート・子どもと向き合う時間の確保

いじめの認知



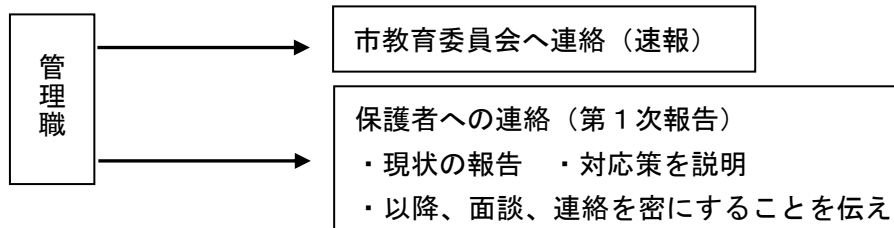
情報収集・面接

事実関係の究明（関係児童⇔関係教職員）

- ・どのような状況であるのかをじっくり聞く。
- ・本人の要望を十分に聞く。
- ・情報は多角的に収集し、事実を正確に把握する（時系列による記録）

報告

管理職への報告



指示

対策委員会(窓口：教頭)

連携

校長・教頭・学年担任・生徒指導担当・養護教諭・関係職員（事案のケースに応じた）

- ・事実関係から、いじめの実態を把握し、判断する。
- ・いじめの事案の有無に関わらず、当該児童を支援する対応策を考える。
- ・アセスメントに基づく、具体的な指導、支援方針を立てる。
- ・サポートチームを構築する。複数対応。（誰が、いつ、どこで、何をするのか）

報告
指示

職員会議

- ・いじめ等（時間）の実態と経過、今後の取組等対策委員会で検討されたことについて共通理解を図る。
- ・学校全体の課題と捉え、全教職員が役割等を確認し、組織的に指導、対応に当たる。

保護者との連携・対応

- ・家庭訪問、直接面談
- 《当該児童の保護者》
- ・事実関係の報告、今後の対応方針、支援の具体策を伝える。
- 《関係児童の保護者へ》
- ・事実関係の報告、今後の対応を伝える

関係機関（こども家庭センター・警察・民生児童委員）

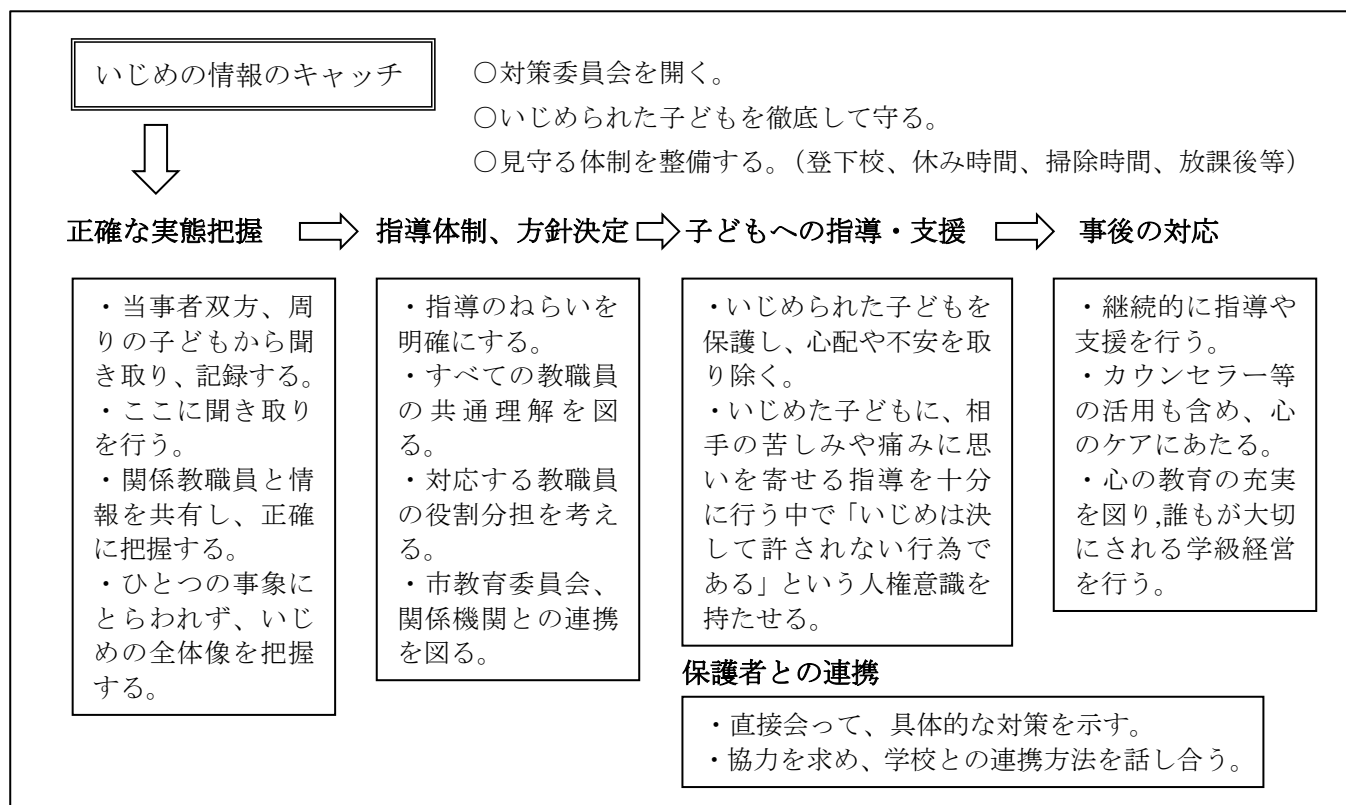
全校・学級指導

実態調査、学級経営

当該児童・関係児童への指導・支援

当該児童を保護し、不安感を取り除く。関係児童へは、相手の痛みや苦しみに思いを寄せる指導を行い、人を思いやる人権感覚を養う。継続的な観察。

2 いじめ対応の流れ



3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命及び心身に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合」で、いじめをうける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合などが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、質問票の使用その他の適切な方法により調査し、対策委員会を開き、判断する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという相談を受けた場合は、対策委員会を開き、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

- ① 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合、学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。その後、速やかに教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。また、マスコミ対応が必要な場合は、対応窓口を一本化し、誠実な対応に努める。

- ② 対策委員会が重大事態と判断した場合、直ちに、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等 について、学校は教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

そして、学校が一丸となって、対策委員会に専門的知識及び経験を有する第三者等を加えた組織で調査し、公平性・中立性が確保されるよう努め、事態の解決にあたる。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子ども

〔日常の行動・表情の様子〕

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線をあわせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

〔授業中・休み時間〕

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

〔給食中〕

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

〔掃除中〕

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

〔その他〕

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている

いじめている子ども

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう